

## 5. 児童相談体制に関するもの

### 児童相談体制の充実

- 市町村においては、子ども家庭相談や、要保護児童対策地域協議会の調整機関職員としての専門性を備えた人材の確保を進めるべき。
- 都道府県や児童相談所においては、児童福祉司及び児童心理司の充実と研修等による専門性の向上、スーパーバイザーの養成及び確保を進めるとともに、高度な医学診断ができる医療機関等との連携を図るなど、総合的な虐待対応体制の整備を進めるべき。

## 6. 関係機関の連携に関するもの

### 児童相談所、市町村、学校及び警察等との連携

- 児童相談所と市町村の役割分担が明確になっていないものがあることから、役割分担を明確にするとともに、要保護児童対策地域協議会を構成する福祉、保健、医療、教育機関、警察等との連携をさらに進めるべき。

### 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の有効的な活用

- 関係機関の協力を要する場合、緊急に個別ケース検討会議を開催し、担当機関を決定し、迅速に対応するべき。
- 役割分担を明確化するため、協議会において、主担当機関、主たる援助者をフォローし、事例の進行を管理するべき。

- 児童福祉施設から家庭復帰する事例に関しては、各機関が具体的に支援する役割を決めて対応すべき。

## 7. 地方公共団体における検証に関するもの

### 検証の実施等について

- 関係機関の関与がなかった事例は、なぜ関与できなかったかという視点を持つべき。
- 報告で指摘された提言の確実な実行、実行状況の把握、定期的な検証組織への報告を行うとともに、その評価を受けるべき。

### 国への提言

## 1. 発生予防に関するもの

妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭の早期発見と必要な支援を適切に行う方策の確立

- 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等の事業を推進するとともに、ケースの適切な進行管理が行われている好事例の収集、提供を行うべき。

### 望まない妊娠について悩む者への相談体制の充実

- 望まない妊娠等の相談を行っている取組例を収集、提供を行うべき。

## 2. 早期発見・早期対応に関するもの

### 関係機関及び住民が虐待の疑いを持ったときの通告の徹底

- 国民の義務として虐待(疑いを含む。)を発見した場合には、児童相談所等に通告しなければならないことを改めて周知・徹底するべき。
- 全国共通の電話番号を設けることなどにより通告や相談しやすい環境を整備することが必要である。

## 3. 初期介入に関するもの

### 安全確認の徹底

### 迅速かつ適確な情報収集とアセスメント

### 介入的アプローチの積極的活用

- 児童相談所の職員に対する研修会等において、本報告を活用した研修を行い、「目視による安全確認の確徹」等の基本原則の徹底を図るべき。
- 子ども虐待のアセスメントのための一時保護を活用すべきであることを周知するため、児童相談所運営指針等の通知の見直しを検討するべき。

#### 4. 保護・支援に関するもの

再アセスメントの重要性の再認識  
虐待を受けた子どものきょうだいへの対応の徹底  
保護者への虐待通知

- 児童相談所の職員に対する研修会等において、本報告を活用して「継続した援助事例に対する再アセスメントの重要性」等の基本原則の徹底を図るべき。

#### 5. 児童相談体制に関するもの

児童相談体制の充実

- 地方公共団体が児童相談体制を充実するための取組の支援に努めるべき。
- 子ども虐待に精通した医師の養成を促進するとともに、先進事例の把握と好事例の公表等を行うべき。

#### 6. 関係機関の連携に関するもの

児童相談所、市町村、学校及び警察等との連携  
要保護児童対策地域協議会の有効的な活用

- 市町村と児童相談所を始めとする各機関の連携、役割分担、切れ目のない事例対応が行われるようにモデルとなる実践例を収集、提供し、要保護児童対策地域協議会の円滑な運用を目指すべき。

## 7. 地方公共団体における検証に関するもの

### 検証の実施等について

- 検証の実施方法に関して、今回の検証結果を踏まえて所要の改正を行うべき。
- 地方公共団体における検証の実施状況や提言の実現状況を把握するとともに、改正虐待防止法の施行状況も勘案しつつ、検証についてのガイドラインの作成を検討すべき。

## 8. 将来に向けた課題

### 今後、将来に向けて取り組むべき課題について

- 子ども虐待に関する事例について、精度の高い基本資料の収集方法、データベースの構築や、死亡事例の全数把握を適切に行う方法についても研究などを行うべき。

### おわりに

- 子ども虐待の防止に関連する業務に携わる全ての者は、本報告で指摘した課題、提言を熟読の上、日々の業務の点検を行い、報告内容が業務に反映されるように努めてほしい。
- 本委員会が提言した内容について、国、地方公共団体に対して、実現に向けた取り組みを願う。

## 本委員会で指摘した虐待による死亡が生じ得るリスク要因

### 保護者の側面

- 保護者等に精神疾患がある、あるいは強い抑うつ状態である
- 妊娠の届出がされていない
- 母子健康手帳が未発行である
- 特別の事情がないにもかかわらず中絶を希望している
- 医師、助産師が立ち会わないで自宅等で出産をした
- 妊婦健診が未受診である  
(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 妊産婦等との連絡が取れない  
(途中から関係が変化した場合も含む)
- 乳幼児にかかる健診が未受診である  
(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 子どもを保護してほしい等、保護者等が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず保護者等が虐待を否定
- 過去に心中の未遂がある
- 訪問等をして子どもに会わせてもらえない

### 子どもの側面

- 子どもの顔等に外傷が認められる
- 子どもが保育所等に来なくなった
- 保護施設への入退所を繰り返している

### 生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子がおかしいと情報提供がある
- きょうだいに虐待があった
- 転居を繰り返している

### 援助過程の側面

- 単独の機関や担当者のみで対応している
- 要保護児童対策地域協議会等が一度も開催されていない
- 関係機関の役割、進行管理する機関が明確に決まっていない

※ 子どもが低年齢であって、上記に該当する場合は、特に注意して対応する必要がある。

# 児童相談所全国共通番号の導入について

## 導入の背景

- 児童相談所の電話番号に関しては、どこの地域に居ても、共通の電話番号によって近くの児童相談所に電話が繋がる仕組みの導入が求められてきたところであり、今般、このような課題に対して技術的に対応が可能となったこと等から、共通電話番号について設置を進めるもの。

## これまでの経緯

- 各児童相談所(全国201カ所)の電話回線等の把握を行うため、平成21年5月1日付けで、本システムへの加入希望等について調査を実施。結果は以下のとおり。

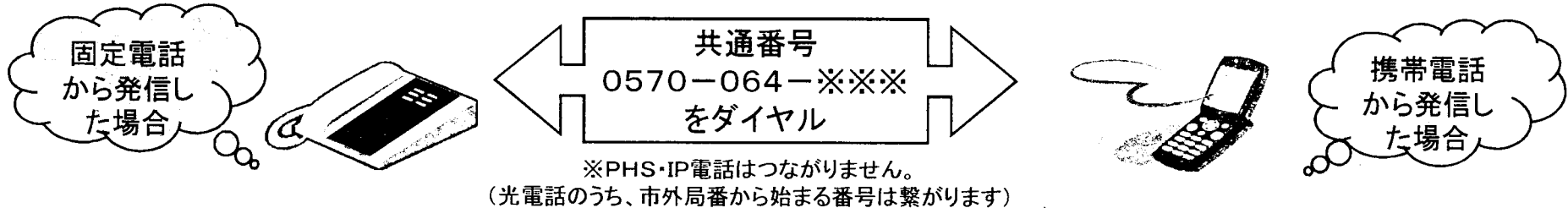
- ◆ 加入の可否
  - ・ 8割強の児童相談所が加入可であった。
- ◆ 加入ができない主な理由
  - ・ 技術面により加入できない(回線がシステムに合わない)。[11自治体]
  - ・ 自動転送システムが児童相談所の管轄区分に対応できない可能性がある。[3自治体]
  - ・ 地域で既に相談窓口の周知が図られている。[3自治体]

- 平成21年6月10日の全国児童福祉主管課長・子育て応援特別手当関係課長会議にて、導入の趣旨を説明。

## 今後の予定

- 広報等の方法・時期・内容等について、10月初旬を目途に決定する予定。
- それまでの間、
  - ・ 回線種別や自動転送システムなど技術的な面については、さらに事業者と改善の可否を検討。
  - ・ 加入ができない自治体について、対応方法について調整。(7月下旬)

# 共通番号の導入イメージ



発信電話の市内局番により自動振り分け

市内局番地域が  
児童相談所の  
管轄地域と  
一致している

市内局番地域が  
児童相談所の  
管轄地域と  
一致していない

転送

管轄の児童相談所



ガイダンスに従い  
発信者が居住地の  
郵便番号をプッシュ

入力情報により振り分け

ガイダンスに従い  
発信者が居住地の  
郵便番号をプッシュ

転送

管轄の児童相談所



- ※ 以下の場合については、例示の方法を含め、対応方法について引き続き検討する。
- ① 郵便番号が分からない場合  
郵便番号を調べてかけ直すか、またはガイダンスに従い管轄の児童相談所を選択する等のガイダンスを流すなど
  - ② 当該システムに加入していない児童相談所の管轄地域の住民からの電話  
加入していない等のガイダンスを流すなど



# 児童虐待防止のための親権制度研究会

## 第1 親権制度の見直しの必要性

平成19年の児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律附則により、同法律施行(施行日平成20年4月1日)後3年以内に、親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

(参考)

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律附則

第2条 政府は、この法律の施行後3年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 (省略)

## 第2 検討

### 1 検討課題

親権に係る制度のうち主に児童虐待防止に関連する事項を中心に見直しの検討を行った上で、法制審議会開催の要否(民法改正の要否)を検討する。

### 2 検討の進め方

大村敦志東京大学教授を座長とし、学者、弁護士、法務省担当者、厚生労働省担当者、最高裁判所事務総局担当者等で構成される「児童虐待防止のための親権制度研究会」を開催する。

### 3 スケジュール

平成21年6月	研究会を立ち上げて検討開始
平成22年1月	研究会の成果の取りまとめ 法制審議会への諮問の要否検討

## 児童虐待防止のための親権制度研究会名簿

座長	大村敦志	東京大学大学院教授
	磯谷文明	弁護士(東京弁護士会所属)
	岡部喜代子	慶應義塾大学大学院教授
	垣内秀介	東京大学大学院准教授
	窪田充見	神戸大学大学院教授
	久保野恵美子	東北大学大学院准教授
	田中智子	東京家庭裁判所判事
	豊岡敬	全国児童相談所長会事務局長(東京都児童相談センター一次長)
	西希代子	上智大学大学院准教授
	水野紀子	東北大学大学院教授
	山田攝子	弁護士(第一東京弁護士会所属)

-30-

### (関係省等)

#### 最高裁判所事務総局

小田正二	最高裁判所事務総局家庭局第一課長
進藤千絵	最高裁判所事務総局家庭局付

#### 厚生労働省

杉上春彦	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室室長
太田和男	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室室長補佐
千正康裕	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室室長補佐
坂井隆之	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課児童福祉専門官

#### 法務省

萩本修	法務省民事局民事法制管理官
飛澤知行	法務省民事局参事官
羽柴愛砂	法務省民事局付
佐野文規	法務省民事局付
森田亮	法務省民事局付

「児童虐待防止法見直し勉強会」において議論された論点  
(親権に係る制度に関連すると思われるもの)

- 児童虐待を行った保護者に対する指導等に関するもの
- 面会又は通信の制限に関するもの
- 接近禁止命令に関するもの
- 行政権限の行使に対する司法の関与に関するもの
- 親権の一時・一部停止に関するもの
- 未成年後見制度の在り方等に関するもの

# 平成21年度児童虐待防止対策関係予算の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課  
虐待防止対策室

(平成20年度当初予算) (平成21年度予算)  
14,643百万円 → 17,045百万円

【次世代育成支援対策交付金等を除く。】

児童虐待は社会全体で早急に解決すべき重要な課題であり、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの保護・自立に至るまでの切れ目のない支援のため、引き続き地域における支援体制の整備や児童相談所の機能強化とともに、家庭的養護の推進及び入所している子どもへの支援の充実を図る。

## 1. 発生予防対策の推進

### (1) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の推進

【次世代育成支援対策交付金】

- 生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」の全国展開に向け、推進を図る。

### (2) 養育支援訪問事業の推進

【次世代育成支援対策交付金】

- 養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や指導助言等を行う「養育支援訪問事業」の全国展開に向け、推進を図る。

### (3) 地域子育て支援拠点事業の推進

- 地域における子育て支援拠点(ひろば型、センター型、児童館型)について、身近な場所への設置を促進するとともに、ひろば型について、子育て家庭へのきめ細かな支援により機能拡充を図る。

### (4) 子育て短期支援事業の推進

【次世代育成支援対策交付金】

- 育児不安や育児疲れなどの場合における児童養護施設等での子どものショートステイ及びトワイライトステイの実施について着実な推進を図る。

## (5) 中・高校生と乳幼児のふれあう機会の推進

- すべての市町村において、中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会が確保されることを目指し、児童館等を活用した取組を推進する。

## (6) オレンジリボン・キャンペーンなどの啓発活動の促進

- 子どもへの虐待防止に向け、児童虐待防止推進月間(11月)に全国フォーラムを開催するとともに、オレンジリボン・キャンペーンなどの啓発活動を促進する。

## 2. 早期発見・早期対応体制の充実

### (1) 子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化 【次世代育成支援対策交付金】

- 「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)の機能強化を図るため、コーディネーターの研修やネットワーク構成員の専門性強化を図るための取組を支援する。

### (2) 児童相談所の機能強化

- 評価・検証委員会設置促進事業の創設 【新規】

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

外部有識者等による重大事例の検証、児童相談所の業務管理等に関する評価・助言等を行う「評価・検証委員会」を設置し、児童相談体制の一層の充実・強化を図る。

- 一時保護所の体制強化

虐待を受けた子ども等への心理的ケアの充実及びアセスメント機能の強化を図るため、一時保護所に配置している心理職員(非常勤)の常勤化を図るとともに、学習指導の強化や混合援助等からくるトラブルの軽減・即時対応等を図るため、一時保護所における教員・警察官OB、通訳等の配置を促進する。

- 一時保護施設的环境改善 【次世代育成支援対策施設整備交付金】

一時保護施設における居室等の環境改善や定員不足解消のための施設整備を推進する。

### (3) 乳児院等における一時保護受託の際のケアの充実

- 児童相談所以外の施設等において乳児等の一時保護を受託する際に、適切な保育の実施や子どもの体調の変化等への迅速な対応が可能となるよう、乳児等のケア担当職員を配置し、支援体制の充実を図る。

### (4) 子どもの心の診療拠点病院の整備

【母子保健医療対策等総合支援事業】

- 様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、中央拠点病院による人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を行う。

### (5) 児童家庭支援センター事業の拡充

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

- 地域に密着した虐待・非行などの問題につき、相談・支援を行う児童家庭支援センターの設置を推進するとともに、心理療法担当職員の常勤化を図る。

## 3. 自立に向けた保護・支援対策の充実（社会的養護体制の拡充）

### (1) 家族再統合に向けた取組の強化

- 保護者指導支援事業の創設 【新規】

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

児童相談所の児童福祉司と連携して支援を行う保護者指導支援員（仮称）を配置し、施設入所が長期化している子どもの保護者に対し、子どもの家庭復帰のために養育方法や親子関係の築き方等の支援・指導を行い、家族再統合への取組を強化する。

### (2) 家庭的養護の推進及び入所している子どもへの支援の充実

- 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の推進 【新規】

養育者の住居において、家庭的な養育環境の下、適切な支援の質の担保を図りつつ、一定人数の子どもをより適切に養育する事業（ファミリーホーム）を推進する。

○ 里親支援機関による里親の支援の推進

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

里親委託を推進するため、里親制度の普及促進、子どもを受託している里親への支援等の業務を総合的に実施する里親支援機関事業を推進する。

○ 小規模グループケアの推進

児童養護施設等において虐待などにより心に深い傷を持つ子どもに対し、職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供するため、家庭的な環境の中で小規模グループによるケアを行う体制の整備を着実に進める。

○ 乳児院における被虐待児個別対応職員の配置

虐待を受けた子どもの入所が増加していることから、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設に配置されている被虐待児個別対応職員を乳児院にも配置する。

○ 看護師の配置の推進

医療的ケアの必要性が高い児童養護施設に対する看護師(常勤)の配置を推進する。

「安心こども基金」を活用した社会的養護の拡充（平成21年度補正予算）

○ 児童養護施設の退所者等の就業支援

施設退所者等に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援及び施設退所者等が働きやすい職場の開拓等を行い、退所後の自立支援を推進する。

○ 児童養護施設等の生活向上のための環境改善

児童養護施設や一時保護所の生活環境の改善のための改修、児童相談体制の整備等を図る。

○ 児童養護施設等の職員の研修

児童養護施設等施設職員や児童相談に携わる職員等の資質向上のため、各種研修会への参加促進等を図る。